



社会福祉法人あと会

(指定通所介護)  
デイサービスセンターでじま・くにくさ  
重要事項説明書

あと会 3Yのころ



社会福祉法人 あと会

当施設はご利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当指定通所介護サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 施設経営法人 .....	1
2. ご利用の事業所 .....	1
3. ご利用法人であわせて実施する事業 .....	2
4. 職員の配置状況 .....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金 .....	4
6. サービスの利用に関する留意事項 .....	9
7. 非常災害対策 .....	9
8. 秘密保持と個人情報の保護 .....	10
9. 虐待防止の措置について .....	10
10. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて .....	11
11. 事故発生時の対応について .....	11
12. 要望及び苦情等の相談 .....	12
13. その他 .....	12

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
事業所番号 3470107164

## 1. 施設経営法人

- |           |                  |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人あと会        |
| (2) 法人所在地 | 広島市安芸区阿戸町418番地の1 |
| (3) 電話番号  | 082-856-0222     |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 横山吉宏         |
| (5) 設立年月  | 平成4年10月8日        |

## 2. ご利用の事業所

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 施設の種類      | 指定通所介護  |
| (2) 施設の目的      | 社会福祉法人あと会が開設する通所介護事業所が行う指定通所介護事業は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供することを目的とします。   |
| (3) 施設の名称      | デイサービスセンターでじま・くにくさ  |
| (4) 施設の所在地     | 広島市南区出島一丁目18番17号  |
| (5) 電話番号       | 082-251-3350  |
| (6) 管理者名       | 横山 輝代子  |
| (7) 当事業所の運営方針  | 事業所の通所介護従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持・改善並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 |
| (8) 開設年月日      | 平成24年4月1日   |
| (9) 利用定員       | 1単位目 40人（通常規模型事業所）<br>2単位目 20人  |
| (10) 通常の事業実施地域 | 広島市南区、中区、西区（ただし、南区は似島、金輪島を除く）   |
| (11) 営業日       | ・1単位目 月曜日から土曜日まで及び祝祭日とする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。   |

・2単位目 月曜日から土曜日まで及び祝祭日とする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。

- (12) サービス提供時間
- ・1単位目 午前9時00分から午後2時30分までとする。
  - ・2単位目 午後3時30分から午後7時00分までとする。

### 3. ご利用法人であわせて実施する事業

事業の種類		事業者指定年月日	定員
施設	介護老人福祉施設	平成12年 4月 1日	84人
	介護老人福祉施設	平成24年 4月 1日	90人
	介護老人保健施設	平成12年 4月 1日	80人
居宅	通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成12年 4月 1日 平成29年 4月 1日	40人
	地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業	平成28年 4月 1日 平成29年 4月 1日	18人
	通所リハビリ 介護予防通所リハビリ	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	40人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	16人
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	10人
	短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	空床 利用
	訪問看護 介護予防訪問看護	平成12年 4月 1日 平成18年 4月 1日	—
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業	平成12年 1月13日 平成29年 4月 1日	—

事業の種類		事業者指定年月日	定員
	訪問介護 介護予防・日常生活支援総合 事業における第1号訪問事業	平成24年 4月 1日 平成29年 4月 1日	—
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成12年 3月31日 平成18年 4月 1日	9人
	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	平成14年11月 1日 平成18年 4月 1日	18人
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成12年 1月13日 平成18年 4月 1日	—
	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介 護	平成19年10月 1日 平成19年10月 1日	24人
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活 介護	平成24年 4月 1日 平成24年 4月 1日	40人
居宅介護支援事業		平成11年 9月 8日	—
居宅介護支援事業		平成24年 4月 1日	—
居宅介護支援事業		平成28年 8月 1日	—
居宅介護支援事業		令和 3年 4月 1日	—

## 4. 職員の配置状況

### 1 単位目

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1	—	事業所の従事者の管理及び業務の 一元的な管理に従事
介護職員	8	3	利用者の通所介護計画に基づき、介 護、看護などの通所介護サービスの 提供に従事
看護職員	1	3	
機能訓練 指導員	1	3	個々の利用者ごとに個別の機能訓 練計画の作成、実施、評価に従事

生活相談員	3	1	日常生活上の相談に応じ、必要に応じての生活支援に従事
管理栄養士	0	—	利用者の通所介護計画に基づき、栄養ケア計画の作成など栄養マネジメント業務に従事

## 2 単位目

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1	—	事業所の従事者の管理及び業務の一元的な管理に従事
介護職員	8	3	利用者の通所介護計画に基づき、介護、看護などの通所介護サービスの提供に従事
看護職員	1	2	
機能訓練指導員	1	2	個々の利用者ごとに個別の機能訓練計画の作成、実施、評価に従事
生活相談員	3	—	日常生活上の相談に応じ、必要に応じての生活支援に従事
管理栄養士	0	—	利用者の通所介護計画に基づき、栄養ケア計画の作成など栄養マネジメント業務に従事

### 【主な職種の勤務体制】

職種	勤務体制
1. 介護職員	8:30～20:00
2. 看護職員	9:00～18:00
3. 機能訓練指導員	9:00～18:00
4. 生活相談員	8:30～20:00
5. 管理栄養士	8:30～17:30

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- |   |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合<br>(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービスの概要と利用料金

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた支払いとなります。また、加算対象サービスについては、ご利用者ごとの選択制となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで通所介護計画に定めます。

【サービスの概要】

共通的服务

日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。

その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
-----	--------	------------------------------------

#### 加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた額を追加料金としてご負担いただきます。

##### ① 入浴介助加算

ご利用者の状態に応じた入浴、入浴介助を行った場合。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### ② 中重度ケア体制加算

中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合

##### ③ 生活機能向上連携加算

訪問・通所リハビリテーション等を実施している事業所の理学療法士等からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成した場合3月に1回を限度として算定。（理学療法士等はサービス提供の場又はICTを活用した動画等により状態を把握して助言する。）

##### ④ 個別機能訓練加算

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者毎の心身の状況を重視した、個別機能訓練計画を作成し、個別機能訓練計画に基づき、機能訓練の項目を準備し、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に行った場合。

機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して機能訓練加算の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行った場合。

##### ⑤ ADL維持等加算

利用者のADLを良好に維持・改善する目的により、国の定める基準に従って、ADL値を測定し厚生労働省へ提出し、定められた基

準以上の維持・改善が図られている場合

⑥ 認知症加算

認知症ケアに関する専門的な研修を修了している者を、国の定める基準以上配置し、認知症（日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する者）の要介護者に対してサービスを行った場合

⑦ 若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症利用者（介護保険法に規定する初老期における認知症によって要介護者となった方）に対して、サービスを提供した場合。認知症加算を算定している場合は算定しません。

⑧ 栄養アセスメント加算

利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握した場合

⑨ 栄養改善加算

管理栄養士等により、ご契約者の栄養状態、摂食、嚥下機能の状態等に応じて、栄養ケア計画を作成し、栄養状態を改善するためのサービスを実施した場合。

月2回を限度とし、管理栄養士等が栄養改善サービスを提供した際に加算されますが、それ以外の来所日も、栄養、摂食や嚥下に配慮した食事介助等を行います。また、3ヶ月を限度として実施しますが、所定の栄養状態の改善がない場合で、その必要性が認められる場合には、さらに継続的にサービスを受けることができます。

低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施します。

⑩ 口腔・栄養スクリーニング加算

利用開始時及び利用中6カ月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合

⑪ 口腔機能向上加算

歯科衛生士等により、ご契約者の口腔機能の状態に応じて、口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔清潔、摂食、嚥下機能の向上等を図るためのサービスを実施した場合。

月2回を限度とし、歯科衛生士等が口腔機能改善サービスを実施

した際に加算されます。3ヶ月を限度として実施しますが、評価の結果、口腔機能の向上がない場合でも、今後向上が期待できる場合には、さらに継続的にサービスを受けることができます。

⑫ 科学的介護推進体制加算

利用者ごとのADL値や栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省へ提出している場合

⑬ 送迎未実施減算

利用者が自ら通う場合や利用者の家族が送迎を行うなど事業所が送迎を実施していない場合。

⑭ サービス提供体制強化加算

経験豊かな介護職員や介護福祉士を国の定める基準以上配置してサービスを提供する場合。

⑮ 介護職員処遇改善加算

介護職員に対して、事業所が国の定める処遇改善を適正に実施している場合。

⑯ 介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等に対して、事業所が国の定める処遇改善を適正に実施している場合。

⑰ 介護職員等ベースアップ等支援加算

介護職員等に対して、事業所が国の定める処遇改善を適正に実施している場合。

**【サービス利用料金】**

指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

**【サービスの概要と利用料金】**

① 食費

ご契約者に提供する食事の材料及び調理費にかかる費用です。

② レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加してい

ただくことができます。（※材料代等の実費をいただくことがあります。）

③通常の事業の実施地域を越えて行う送迎

通常の事業の実施地域を越えて行う通所介護に要した送迎費は実費とします。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑤おむつ代

ご契約者の身体の状態により、おむつの利用が必要な場合に、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものについて、ご負担いただくことがあります。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について説明します。

※詳細な各実費利用料は、別紙料金表をご参照ください。

（3）利用料金のお支払い方法

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求いたします。お支払方法は原則口座振替となります。なお振替日はサービス利用の翌月26日（休日の場合は翌営業日）となります。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

（1）施設・設備の使用上の注意

- ① 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

（2）喫煙

施設内は全館禁煙です。

## 7. 非常災害対策

防災設備：スプリンクラー設備、自動火災報知設備、誘導灯設備、  
避難器具設備等

防災訓練：年2回

## 8. 秘密保持と個人情報の保護

### (1) 利用者及びその家族に関する秘密保持

①当施設は、サービス提供する上で知り得たご利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

②この秘密を保持する業務は、契約が終了した後も継続します。

### (2) 個人情報の保護

①当施設は、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いません。またご利用者の家族情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限りサービス担当者会議等でご利用者の家族の個人情報を用いません。

②当法人は、ご利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については責任を持って管理し、また処分の際にも第三者に見られることを防止します。

## 9. 虐待防止の措置について

(1) 当施設は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

①虐待防止検討委員会の設置運営（委員会の責任者は施設長とし、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談・報告体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を実施します

②虐待を防止するための従業者に対する年2回以上の研修の実施

③その他虐待防止のために必要な措置

(2) 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとします。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに

虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

## 10. 身体拘束廃止に向けた取り組みについて

当施設では、身体的拘束により利用者の行動の抑制をいたしません。ただし、自傷他害のおそれがある等、利用者もしくは他の関係者の生命もしくは身体を保護するといった、緊急かつやむを得ない場合は、施設長が判断し、身体的拘束により行動の制限をさせていただくことがあります。その際は、利用者本人やご家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間帯、期間等を所定の説明書を使用し詳細に説明し、同意を得たのち行います。また、常に身体拘束を実施せざるを得ない状況か検討し、必要がないと認めた場合には、ただちに身体的拘束による行動の制限を解除いたします。

## 11. 事故発生時の対応について

当施設において、サービスの提供中に事故が発生した場合、事故の内容に応じて以下のとおり速やかに対応します。

- (1) 契約者に医療を必要とする事故（骨折・創傷等）が発生した場合
    - ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、速やかに応急処置を行い医師・看護職員に報告します。
    - ② 発生状況・受傷状況を確認し、ご家族に至急連絡するとともに、必要に応じて協力医療機関等に受診します。
    - ③ 事故検討委員会（法人内）にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。
  - (2) 契約者の財物が破損・紛失した場合
    - ① サービスを提供した職員又は第一発見者は、発生状況を主任介護職員に報告し、主任介護職員より速やかにご家族へ連絡します。
    - ② 事故検討委員会にて事故原因の調査・分析を行い、契約者やご家族に誠実に説明し再発防止に努めます。
- ※上記いずれの場合にも、事故が当事業所の過失により発生した場合は、速やかに損害賠償を行うものとします。
- ※また、必要に応じて関係市町村、当該ご利用者に関わる居宅介護支援事業者等へ報告し、再発防止のための助言や指導を受ける場合があります。

## 1 2. 要望及び苦情等の相談

### (1) 当施設における要望・苦情等の受付

当施設における苦情やご相談に応じる体制は次のとおりです。

1. 苦情解決責任者：管理者 横山 輝代子
2. 苦情受付担当者：主任介護職員 笠原 拓真  
電話番号：082-251-3350
3. 第三者委員：阿戸町連合町内会 会長 松田康憲  
出島町内会 会長 丸本睦弘

### 4. 苦情解決の方法

- ① 苦情は面接や電話、書面にて随時受け付けます。事務所にも苦情受付ボックスを設置していますので、ご利用下さい。
- ② 受付担当者は施設職員・介護支援専門員等に状況を確認します。
- ③ その後、苦情解決委員会（法人内）にて協議の上、苦情解決責任者が申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。
- ④ その際、申出人は第三者委員の立会いや助言を求められます。第三者委員は苦情の内容の確認、解決案の調整、改善事項の確認等を行います

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

広島市南区厚生部健康長寿課介護保険係	所在地 広島市南区皆実町一丁目4番46号 電話番号 082-250-4138 FAX 082-254-9184 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19-49 電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126 受付時間 9:00～16:00
広島県社会福祉協議会	所在地 広島市南区比治山本町12-2 電話番号 082-254-3411 FAX 082-252-2133 受付時間 9:00～16:00

## 1 3. その他

### (1) 確認

当事業所ご利用にあたり毎月1回、介護保険者証等の確認をさせて

いただきます。

## (2) サービス計画

契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って契約者の通所介護計画を作成するものとします。また、契約者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、通所介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

事業者は、通所介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

契約者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、通所介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、通所介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、通所介護計画を変更するものとします。通所介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、利用者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

契約締結に当たり上記重要事項説明書に従って説明を致しました。

年 月 日

（事業者） 広島県広島市安芸区阿戸町418番地の1  
社会福祉法人あと会

説明者名

印

#### 附則

この重要事項説明書は、平成24年 4月 1日から施行する。  
この重要事項説明書は、平成24年 5月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成24年 8月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成25年 2月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成25年 4月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成25年10月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成26年 4月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成27年 3月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成27年 4月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成27年 8月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成28年12月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、平成30年 4月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、令和元年 7月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、令和元年 10月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、令和 3年 4月 1日から一部改正する。  
この重要事項説明書は、令和 4年 10月 1日から一部改正する。